

○寒川町自殺対策計画推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、寒川町自殺対策計画推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) その他設置目的に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関・団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員に対し、予算で定める範囲内の謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。